

# 平成27年3月臨時教育委員会会議録

1. 日 時 平成27年3月27日（金）午後2時00分
2. 場 所 泉佐野市役所5階 理事者控室
3. 出席委員  
委員長 赤木 攻  
委員長職務代理者 北浦 秀樹  
委 員 南 一早枝  
委 員 畑谷 扶美  
委 員 山下 潤一郎  
委 員 中村 スザンナ  
教育長 中藤 辰洋
4. 説明のために出席した職員の職、氏名  
教育部長 東口 祐一  
教育総務課長 小川 透  
教育総務課文化財担当参事 鈴木 陽一  
教育総務課・学校教育課参事  
（子育て支援課長） 古谷 信夫  
学校教育課長 飯田 恵子  
生涯学習課長 山隅 唯文  
スポーツ推進課長 谷口 洋子  
（庶務係） 教育総務課主幹 北庄司 俊明
5. 本日の署名委員 委員 畑谷 扶美

## 議事日程

- 議案第18号 泉佐野市教育委員会に対する事務委任規則の一部を改正する規則の制定について（教育総務課）
- 議案第19号 泉佐野市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について（教育総務課）
- 議案第20号 泉佐野市教育委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する規程の制定について（教育総務課）
- 議案第21号 泉佐野市立幼稚園の定員に関する規則の一部を改正する規則の制定について（教育総務課）
- 議案第22号 指導要録の改訂について（学校教育課）
- 議案第23号 泉佐野市立幼稚園運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について（学校教育課）
- 議案第24号 泉佐野市立幼稚園保育料等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について（学校教育課）
- 議案第25号 泉佐野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育の利用者負担等に関する条例施行規則の制定について（学校教育課）
- 議案第26号 泉佐野市営プール条例施行規則の一部を改正する規則の制定について（スポーツ推進課）

（午後2時00分開会）

## 赤木委員長

ただ今から平成27年3月臨時教育委員会議を開催します。  
委員全員が出席されていますので、会議が成立しています。  
本日の会議録署名委員は、畑谷委員にお願いします。  
本日の傍聴はありません。

それでは、本日の審議に入りたいと思います。

先ず、議案第18号「泉佐野市教育委員会に対する事務委任規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。教育総務課から説明をお願いします。

## 小川教育総務課長

今回の規則改正は、主に、留守家庭児童会の事務が教育委員会に移管されることにより、市長の権限に属する事務を教育委員会に委任するものとして追加されることによるものです。

内容としましては、委任する事務の（11）の次に（12）児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業に関する事務を追加するものです。

## 赤木委員長

只今、教育総務課長から説明がありましたが、委員の皆さんでご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

特にご意見は無いようですので、議案第18号「泉佐野市教育委員会に対する事務委任規則の一

部を改正する規則の制定について」は、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

(各委員 「異議なし」の発言あり)

ご異議がございませんので、本議案は、原案どおり承認することに決定しました。

次に、議案第19号「泉佐野市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。教育総務課から説明をお願いします。

#### 小川教育総務課長

今回の規則改正は、主に教育委員会の内部組織の変更、及び留守家庭児童会の事務が学校教育課に移管されることによるものです。

内容としましては、第2条の事務局の内部組織において、生涯学習課の歴史館係が、教育総務課文化財係に統合されます。

次に、第3条の教育部の事務分掌のうち、教育総務課の事務分掌に「エ 歴史館いずみさのの管理及び運営についてのこと。」ならびに「オ 旧新川家住宅の管理及び運営についてのこと。」を追加し、学校教育課学事係の事務分掌に「キ 留守家庭児童会についてのこと」を入れ、次の「キ 課の庶務及び他の係の所管に属しないこと。」を「ク 課の庶務及び他の係の所管に属しないこと。」に変更し、生涯学習課の事務分掌の歴史館係の部分をすべて削除するものです。

また、第7条の教育施設の所管課について、生涯学習課の所管であった「歴史館いずみさの、及び旧新川家住宅」を教育総務課に移管し、「中学校給食センター」を教育総務課へ新たに追加とするものです。

なお、附則として、この規則は、平成27年4月1日から施行するものとします。

#### 赤木委員長

教育総務課長から説明がありましたが、委員の皆さんでご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

#### 中藤教育長

歴史館係を教育総務課の文化財係に統合する主な理由の説明をお願いします。

#### 鈴木教育総務課文化財担当参事

今まで、本庁に文化財係、生涯学習課の中に歴史館係がありましたが、業務的なことで重なるようなこともよくあり、職員数は変わりませんが、それらを統合して一体的に行うことで、歴史館いずみさのでの展示や普及啓発活動なども活性化できるということで今回の機構改革となりました。

#### 赤木委員長

他にご意見はございませんか。

無いようですので、議案第19号「泉佐野市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

(各委員 「異議なし」の発言あり)

ご異議がございませんので、本議案は、原案どおり承認することに決定しました。

次に、議案第20号「泉佐野市教育委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する規程の制定について」を議題とします。教育総務課から説明をお願いします。

#### 小川教育総務課長

今回の事務決裁規程の改正についても、教育委員会の内部組織の変更で、生涯学習課の歴史館係が、教育総務課の文化財係に統合されることによるものです。

内容としましては、1教育総務課の(11)の後に「(12)歴史館いずみさの及び旧新川家住宅の管理運営についてのこと」を追加します。

次に、3生涯学習課の(4)「図書館及び歴史館いずみさのの管理運営についてのこと。」を、「図書館の管理運営についてのこと。」へ変更し、「(5)旧新川家住宅の管理運営についてのこと」を削除するものです。

#### 赤木委員長

教育総務課長から説明がありましたが、委員の皆さんでご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

特にご意見は無いようですので、議案第20号「泉佐野市教育委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する規程の制定について」は、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

(各委員 「異議なし」の発言あり)

ご異議がございませんので、本議案は、原案どおり承認することに決定しました。

次に、議案第21号「泉佐野市立幼稚園の定員に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

教育総務課から説明をお願いします。

#### 古谷教育総務課参事(子育て支援課長)

今回の規則改正につきましては、今年4月1日より、市立幼稚園と市立保育所を一体化し、「こども園」として運営を開始することに伴い、市立幼稚園の定数を変更する必要が生じたため、規則の一部改正するものです。

内容としましては、第1条において、各幼稚園の定員を定めており、のぞみ幼稚園及びはるか幼稚園については、現行の定員195人を115人に、さくら幼稚園については、現行の定員120人を115人に改めるものであり、また、つばさ幼稚園については、3月31日をもって閉園とするため条文より削除するものです。

なお、附則として、この規則は、平成27年4月1日から施行するものとなっています。

参考までに、現時点での今年度4月当初の入園児童数は、のぞみ幼稚園は59人、内訳は、4歳児26人、5歳児33人です。さくら幼稚園は100人、内訳は、4歳児38人、5歳児62人です。はるか幼稚園は64人、内訳は、4歳児24人、5歳児40人となっています。

#### 赤木委員長

教育総務課参事から説明がありましたが、委員の皆さんでご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

特にご意見は無いようですので、議案第20号「泉佐野市教育委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する規程の制定について」は、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

(各委員 「異議なし」の発言あり)

ご異議がございませんので、本議案は、原案どおり承認することに決定しました。

次に、議案第22号「指導要録の改訂について」を議題とします。

学校教育課から説明をお願いします。

#### 飯田学校教育課長

指導要録とは、学校に備え付けるべき表簿として法に定められた公簿で、児童生徒の学籍並びに指導の過程及び結果の要約を記録し、その後の指導及び外部に対する証明等に役立たせるための原簿となるものです。

平成23年度の学習指導要領の全面改訂に伴い、平成22年度に指導要録改訂委員会を設置し、「小学校外国語活動の時間」等の記載の追加や、学籍の記録、指導の記録とも全面的な見直しを行いました。この時に、様式2の「観点別学習状況」の評価については変更を行いませんでした。その理由として、特に文章表記の場合は、本人の不利益にならない最低限度の記述にするべきであるという意見や、学校現場の多忙化の中、指導要録の簡素化を図り、子どもと向き合う時間を確保する方が大切であるという意見などがあり、十分に協議をし、指導要録の管理について徹底し、児童生徒の不利益にならないように対応することを確認したという経緯があり、「おおむね満足できる」状況と判断されるものに○を記入するという2段階評価がそのまま継続されたという経過があります。

しかしながら、文部科学省の児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等についての通知を受け、指導要録について見直すことになりました。

見直しにあたっては、平成27年度から中学校においては、各教科の目標準拠評価の導入が決まったこと、小学校の「観点別学習状況」の評価についても、学校現場では、3段階評価に対応できる資料が整っている状況であることから、教員の負担が大きく影響するものではない。また、ほとんどの市町村が3段階評価をしていることから、市外転出時に、3段階評価でないことや空欄となることの説明を必要とするなどの負担も生じている。などの現状を踏まえ、改訂委員会で改めて協議した結果、「観点別学習状況」の記入については、3段階で評価することへの反対意見は、特にありませんでした。また、3段階に移行する機会に、各学校の現状を確認した上で、目安となる基準を設けることとしました。

以上の経過により、平成27年度以降の「観点別学習状況」の記入については、児童生徒の不利益にならないように配慮することを前提として、新たな目安をもとに、「十分満足できる」状況と判断されるものをA、「おおむね満足できる」状況と判断されるものをB、「努力を要する」状況と判断されるものをCとする3段階で評価することとし、指導要録の改訂を行いたいと考えています。

#### 赤木委員長

学校教育課長から説明がありましたが、委員の皆さんでご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

#### 中藤教育長

今まで「おおむね満足できる」状況と判断されるものに○をつけ、それ以外は空白としていたのを今度はABCの3段階にきっちりと評価を行うようにする変更で、様式は変わりありません。

赤木委員長

小学校の外国語活動は、教科にはなっていないのですね。外国語活動の記録の記載欄はどのような風  
に書くのですか。

飯田学校教育課長

小学校の外国語活動は、テストなどを行うものではなく、点数化ということはそぐわないというこ  
とで、文章表記を行っています。

赤木委員長

例えばどんな表記となるのですか。

中藤教育長

熱心に取り組んでいる、興味をもっているなど抽象的な表現になると思われれます。

赤木委員長

他にご意見はありませんか。

無いようですので、議案第22号「指導要録の改訂について」は、原案どおり承認することとして  
よろしいでしょうか。

(各委員 「異議なし」の発言あり)

ご異議がございませんので、本議案は、原案どおり承認することに決定しました。

次に、議案第23号「泉佐野市立幼稚園運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」  
を議題とします。学校教育課から説明をお願いします。

古谷学校教育参事(子育て支援課長)

今回の規則改正につきましては、第1期の保育期を変更することに伴い、規則を一部改正するもの  
です。

内容としましては、第6条において、保育期を定めておりますが、第1期について現行の「4月1  
日から8月31日まで」を「4月1日から8月24日まで」とし、第2期について現行の「9月1日  
から12月31日まで」を「8月25日から12月31日まで」に改めるものです。

また、第8条において、休業日を定めておりますが、保育期の変更に伴い、夏期休業日について現  
行の「7月21日から8月31日まで」とありますものを「7月21日から8月24日まで」に改め  
るものです。

なお、附則として、この規則は、平成27年4月1日から施行するものとなっています。

赤木委員長

教育総務課参事から説明がありましたが、委員の皆さんでご意見、ご質問等がございましたら願  
いします。

中藤教育長

幼稚園も小中学校に合せて、夏季休業を短縮するということですかね。

古谷学校教育課参事（子育て支援課長）

はい、そのとおりです。

中村委員

給食も始まる時期が早くなるのですか。

古谷学校教育課参事（子育て支援課長）

幼稚園は自園調理で、8月中の給食を行いますので、開始時期が早くなります。

中藤教育長

小中学校は、8月中の給食は実施せず、短縮となります。

赤木委員長

他にご意見はありませんか。

無いようですので、議案第23号「泉佐野市立幼稚園運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

（各委員 「異議なし」の発言あり）

ご異議がございませんので、本議案は、原案どおり承認することに決定しました。

次に、議案第24号「泉佐野市立幼稚園保育料等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。学校教育課から説明をお願いします。

古谷学校教育課参事（子育て支援課長）

今回の規則改正につきましては、次の議案第25号にも関連いたしますが、3月の定例教育委員会議で特定教育・保育施設及び特定地域型保育の利用者負担いわゆる幼稚園、保育所の利用者負担にかかる条例の制定について説明させて頂きましたが、3月議会において可決されました。

また、この条例の制定に伴い、泉佐野市立幼稚園保育料等に関する条例についても一部改正を行ったところであり、条例改正に伴い、規則の改正を行うものです。

内容としましては、第2条において、保育料等の納付について規定しておりますが、入園料を徴収しなくなったため、入園料の文言を削除し、預かり保育料の徴収について追加しています。

また、第3条において、減免の範囲を規定しておりましたが、4月からの新制度においては、公立幼稚園については、施設型給付に移行し、世帯の所得等に応じた応能負担に変更となることから、3頁以降に記載している減免基準の別表を削除するものとし、一方、現在、公立保育所で実施している減免基準との整合性を図るため、児童の疾病等の理由による欠席等に対して、新たな減免基準を設けることを規定したものであります。

なお、附則として、この規則は、平成27年4月1日から施行するものです。

赤木委員長

学校教育課参事から説明がありましたが、委員の皆さんでご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

中藤教育長

次の議案第25号も関連していますので、併せて先にご説明頂けたらと思います。

赤木委員長

関連案件で併せて審議をとという意見がありましたので、議案第25号「泉佐野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育の利用者負担等に関する条例施行規則の制定について」につきまして学校教育課から説明をお願いします。

古谷学校教育課参事（子育て支援課長）

今回の規則の制定につきましては、3月議会で可決された条例制定に伴い、細かい利用者負担額について規則で定めさせて頂くものです。

内容としましては、第2条で利用者負担額等ということで、別表第1、別表第2で示しています。別表第1のAは、幼稚園と認定こども園の教育の部分を受けられる子どもの利用者負担額となっています。これにつきましては国基準が定められていますが、市の幼稚園就園奨励助成金が月額4,000円ですので、国基準から4,000円を差し引いた額を市の基準としており、第3階層は12,100円、第4階層は16,500円、第5階層は21,700円という金額に設定しています。今の公立幼稚園の保育料は定額で10,000円と入園料が9,000円という形でしたので、所得の第3階層、第4階層、第5階層の区分の方は、今の保育料より金額が高くなります。一挙に保育料が上がるため、利用者負担額の特例ということで、27年4月1日から29年3月31日までの2年間、一定経過措置を設け、現行と変わらないような形の金額設定をしています。

別表第1のイは、保育所、あるいは認定こども園の保育にかかる子どもの利用者負担額となっています。これにつきましてもA階層からD7階層まで、市町村民税によって階層が分かれています。現在の保育料の計算は所得税をベースに計算をしていますが、今後は市町村民税によって変わるということが大きな違いですが、基本的には現行の保育料と変わらないような金額設定を行っています。

赤木委員長

関連案件ということで議案第24号と併せて議案第25号についても学校教育課参事より説明がありました。委員の皆さんでご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

中藤教育長

幼稚園の負担額は経過措置があり、2年間はほぼ据え置きだけでも、2年後は所得の多い人は保育料が上がるということですね。一方、保育所の負担額は今までも所得に応じていたので変わらないのですね。

古谷学校教育課参事（子育て支援課長）

はい。現状で私立幼稚園に通っている子どもと公立に通っている子どもの負担額の差があり、国の方針で官民の格差を無くしていくという方向があります。

市内の私立幼稚園は、どちらにするか選択ができ、現時点では施設型給付のほうに移行していかないという方向ですので、この金額設定ではなく、幼稚園が独自に定めている額ということになり、将来的に認定こども園に移行した場合にはこちらの額に保育料が変わるというような形になります。公立幼稚園は、施設型給付に移行しますので4月からこういう形の保育料となります。

畑谷委員

幼稚園も保育所も世帯の市町村民税により負担額が変わることになるとのことですが、世帯とはど

ういう見方をするのですか、世帯を同一にしている祖父母がいた場合などは、その所得も入るのですか。

古谷学校教育課参事（子育て支援課長）

子どもと同居の祖父母が家計の中心者であるなど、世帯の状況によっては祖父母の収入なども含まれる場合があります。

赤木委員長

第一階層の定義にある単給世帯とはなんですか。

古谷学校教育課参事（子育て支援課長）

生活保護法に定められている扶助のうち、1種だけの扶助を受けている世帯です。

赤木委員長

幼稚園の第1階層から第5階層、保育所のA B C Dなどの階層区分は国の基準と同じですか。

古谷学校教育課参事（子育て支援課長）

国も基準で同じような階層となっていますが、保育所の方は、市ではさらにその区分を細分化し、国には無い区分を間に入れて、できるだけ保育料が高くないように配慮しています。

赤木委員長

経過措置を設けるのは良いが、期間中は同じ額で、それが終わると一度に上がるより、傾斜的な措置にした方が良いのではないかと思いますかね。

古谷学校教育課参事（子育て支援課長）

自治体によって、経過措置のとり方は異なっており、経過措置を設けない自治体もあります。

中藤教育長

2年ということは、今年入園する子どもは、経過措置により、そのままということですね。

中村委員

第4条の利用者負担額の減免のところ、長期欠席者等の理由で疾病によるとありますが、それ以外の理由は適応されないのですか。

古谷学校教育課参事（子育て支援課長）

現在も疾病以外の理由はないです。保護者の仕事の関係など、長期で期限がある程度わかる場合などは、一旦は退園し、再度入園の手続きをされています。

赤木委員長

他にご意見はありませんか。無いようですので、議案第24号「泉佐野市立幼稚園保育料等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」及び、議案第25号「泉佐野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育の利用者負担等に関する条例施行規則の制定について」は、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

(各委員 「異議なし」の発言あり)

ご異議がございませんので、本議案は、原案どおり承認することに決定しました。

次に、議案第26号「泉佐野市営プール条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。スポーツ推進課から説明をお願いします。

谷口スポーツ推進課長

来年度から泉佐野市営プールに指定管理者制度を導入するにあたり、3月の定例教育委員会議に条例改正についてご承認頂きましたが、規則でもう少し細かい内容を定めていますので、今回は、規則の改正についてご審議頂くものです。

内容としましては、基本的には条例と同じで、文言として教育委員会と書いていたところを指定管理者が運用できるように改正したところがほとんどです。

大きな改正点は、第4条で使用許可の申請で、今までは規則で申請書の様式を定めていましたが、指定管理者の導入に伴い、様式そのものを廃止し、ここに明記しているような事項を記載していればよいという形に改正を行っています。

同様に使用許可書や入場券、還付請求の様式等を定めていましたが、市の意向に沿った形ではなりますが、指定管理者に様式等はお任せする形となり、様式等は削除しています。

学校水泳等で利用する場合の使用許可も指定管理者が行うようにはなりますが、調整は引き続きスポーツ推進課で行い、指定管理者にまとめて出すという形をとります。

また、第10条の携帯品の一時預かりについては、現在も一時預かりは行っておりませんし、紛失物等があった場合は当然警察に届けるとか、遺失物については別の法律で定められていますので、本改正ですべてこの項を削除しています。

赤木委員長

スポーツ推進課長から説明がありましたが、委員の皆さんでご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

特にご意見は無いようですので、議案第26号「泉佐野市営プール条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

(各委員 「異議なし」の発言あり)

ご異議がございませんので、本議案は、原案どおり承認することに決定しました。

赤木委員長

議案は以上ですが、その他や事務局からの連絡は何かございますか。

無いようですので、これをもちまして、本日の会議は終了させていただきます。

次回は、4月の定例教育委員会会議で、4月7日火曜日の午後2時から開催いたします。

それではこれをもって本日の会議は終了いたします。ありがとうございました

(午後2時47分閉会)

上記のとおり、本市教育委員会の会議の顛末に相違ないことを記すため、ここに署名する。

平成27年5月1日

委員長

委員